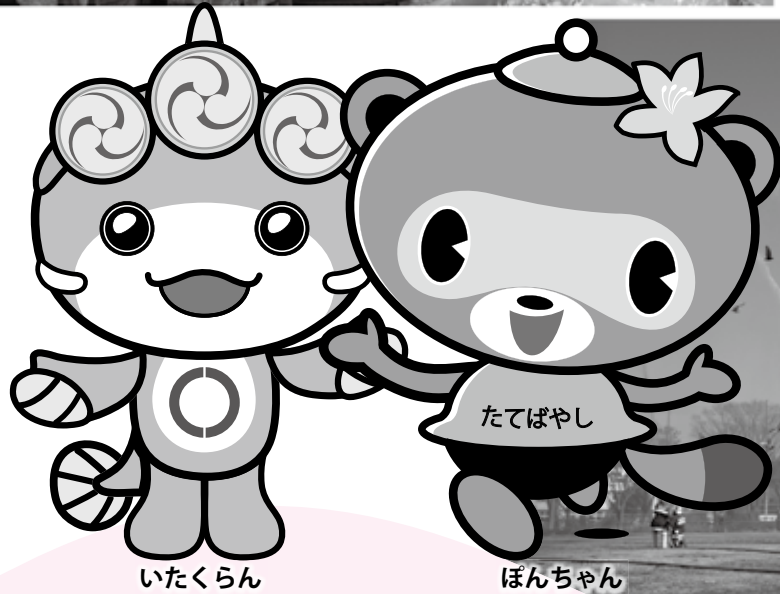




初市 (館林市)



高鳥天満宮例大祭 (板倉町)



いたくらん

ほんちゃん



館林地区消防組合消防隊出初式 (館林市)

第9号

平成30年 (2018) 1月1日発行

館林市・板倉町 合併協議会だより

館林市

板倉町

議案第27号	P 2
議案第28号	P 2 ~ P 3
議案第29号	P 3
議案第30号	P 3
協議第 3号	P 3 ~ P 4
協議第 4号	P 4
協議第29号	P 4 ~ P 5

協議第30号	P 5 ~ P 6
協議第31号	P 6 ~ P 7
協議第32号	P 7
協議第33号	P 7 ~ P 8
協議第34号	P 8
「編入合併」とは	P 9

第9回合併協議会が開催され、4議案の審議、8議案の協議（事前説明）が行われました

平成29年11月24日、板倉町中央公民館大ホールにおいて、第9回合併協議会が開催されました。

はじめに、前回の合併協議会で協議（事前説明）が行われた4議案に

ついて審議が行われました。

次に、第2回合併協議会で協議が行われた「新市の名称」及び「新市の事務所の位置」の2議案について再度事前説明があったほか、「電算シス

第9回合併協議会で審議及び協議された内容

審議事項	
議案第27号	【合併協定項目23-1】国内・国際交流事業について
議案第28号	【合併協定項目23-4】人権推進事業について
議案第29号	【合併協定項目23-16】ごみ収集運搬業務事業について
議案第30号	【合併協定項目23-17】環境対策事業について
協議事項	
協議第3号	【合併協定項目 3】新市の名称について（継続協議）
協議第4号	【合併協定項目 4】新市の事務所の位置について（継続協議）
協議第29号	【合併協定項目23-2】電算システム事業について
協議第30号	【合併協定項目23-3】広聴広報関係事業について
協議第31号	【合併協定項目23-5】納税関係事業について
協議第32号	【合併協定項目23-25】文化・スポーツ振興事業について
協議第33号	【合併協定項目23-27】生涯学習事業について
協議第34号	【合併協定項目23-28】男女共同参画事業について

用語の説明

「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例：「議案第〇号」
 なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。

「協議事項」…審議事項とする前に、事務局からの事前説明を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。例：「協議第〇号」

議案第28号

人権推進事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆人権啓発事業

館林市は、人権尊重都市宣言をするとともに、館林市人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、講演会・セミナーの開催や人権擁護委員と連携して人権尊重の理念を広く市民に啓発する事業を実施しています。

板倉町は、人権擁護委員と連携して人権についての啓発活動を実施し、人権尊重の理念を広く町民に啓発しています。

人権教育・啓発に関する基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

ただし、人権尊重都市宣言については、合併協定項目19「慣行の取扱い」において調整します。

◆人権教育の推進

両市町では、人権教育の推進にかかる計画を策定していますが、計画策定体制や事業内容が異なるため、

議案第27号

国内・国際交流事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆国内交流事業

館林市は、沖縄県名護市との友好都市、山形県天童市との観光物産等相互交流協定及び山形県上山市とのスポーツ交流協定を締結しており、板倉町は、新潟県上越市との姉妹都市を締結しているため、国内交流事業については、現行のとおり新市において継続します。

◆国際交流事業

館林市は、オーストラリアのサンシャインコースト市との姉妹都市及び中華人民共和国の昆山市との友好都市を締結しているため、国際交流事業については、館林市の例により合併時に統合します。

議案第29号

ごみ収集運搬業務事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆ごみ収集運搬に関すること

両市町では、ごみステーションを巡回し、家庭から排出された燃やせるごみや燃やせないごみ、資源物を収集運搬する業務を行っています。収集休業日や収集時間が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

議案第30号

環境対策事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆環境基本計画

館林市は、良好で快適な環境の保全を図るために、環境基本計画を策定しています。合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

◆ごみ減量化器具購入費助成金

館林市は、生ごみ処理器具を購入する費用の一部を助成しています。ごみ減量化器具購入費助成金については、館林市の例により合併時に統合します。

ただし、指定店の見直しについては、合併時まで調整します。

◆渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関すること

板倉町は、渡良瀬遊水地に関連する各種協議会などに加盟し、遊水地の賢明な利活用や地域振興に取り組んでいるため、渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関するについては、板倉町の例により合併時に統合します。

A 専門部会からの回答（要旨）

ごみの収集回数や分別方法が異なるため、各自自治体が業者を選定するうえ契約しています。合併後、面積が広がりますので、1社に限定することは困難と思われるますが、経費削減の方法を検討したいと考えます。



合併時は現行のとおりとし、合併後に再編します。

議案第29号

ごみ収集運搬業務事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆ごみ収集運搬に関すること

両市町では、ごみステーションを巡回し、家庭から排出された燃やせるごみや燃やせないごみ、資源物を収集運搬する業務を行っています。収集休業日や収集時間が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。



◆一般廃棄物処理計画

両市町では、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画を策定しています。

一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編します。また、一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編します。

Q 委員からの質問（要旨）

ごみ収集運搬業務は広域化され、明和町も含めた1市2町で業務を行っています。経費の削減を進めるために、将来的に収集運搬業者を統一するのでしょうか。

◆環境美化事業

両市町では、環境美化事業を実施していますが、実施する事業が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編します。

◆斎場

館林市は、火葬炉や待合室、式場

協議第3号

新市の名称について（継続協議）

↓次回以降の審議事項となりました

新市の名称は、合併協定項目の中でも重要な項目とされています。平成28年9月に開催された第2回合併協議会において、協議事項として事務局から事前説明がありました。時間が経過していることや委員の交代もあつたことなどから継続協議事項として、あらためて事務局より説明があり、その後、意見交換が行われました。

《説明》

前回の合併協議会において、合併の方式が「編入合併」に決定しました。編入合併の場合には、編入する自治体の法人格のみ存続するため、新市の名称は編入する市の名称とすることが一般的です。平成の大合併における県内の事例でも、編入合併した全ての市が編入する市の名称を新市の名称としています。

委員からの意見（要旨）

■商品を販売するうえで知名度が非常に重要であり、「館林市」は「暑いまち」ということでも全国的に有名です。また、看板や標識などを新しくすることは多額の費用がかかりますので、「館林市」を希望します。

■全国の物産会に参加しても「館林市」の知名度の高さを感じます。「邑楽郡板倉町」では分かつてもうえないのが現状です。また、さまざまな会合に出席しても、新市の名称は「館林市」

という意見が多く聞かれます。

■日ごろから自分の郷土を説明するときは、「館林市の隣の町」と説明しています。そういったことから、「館林市」の方が分かりやすくよいと考ええます。



協議第4号

新市の事務所の位置について（継続協議）

《説明》

↓次回以降の審議事項となりました
新市の事務所の位置は、合併協定項目の中でも重要な項目とされているため、新市の名称と同様にあらためて事務局から説明があり、その後意見交換が行われました。

委員からの意見（要旨）

国や県の機関は全て館林市役所から5km圏内に位置していますので、事務所の位置としては館林市役所に置くのが適当であると考えます。しかし、板倉町民の住民サービスが低下しないようにじゅつぶんな検討をお願いします。

協議第29号

電算システム事業について

↓次回以降の審議事項となりました
両市町の電算システム事業について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆電算システム事業

両市町では、職務効率を向上させることで、より良い住民サービスを提供するために電算システムを導入しています。多くのシステムは共通していますが、一部のシステムについては、導入システムが違うものや一方のみ導入しているシステムがあります。

【具体的な調整内容】

電算システム事業については、両市町で共通しているシステムは館林市の例により合併時に統合しますが、導入システムが違うものや一方のみ導入しているシステムについては、今後調整し合併時までには統合します。



Q 委員からの質問（要旨）

住民情報などのシステム管理はどのように行っているのでしょうか。

A 事務局からの回答（要旨）

住民情報に関するシステムについては、両市町ともに桐生市に所在する業者に委託して管理を行っています。

Q 委員からの質問（要旨）

最近問題となっている空き家については、合併までに調査するのでしょうか。また、住民情報からシステム化できるのでしょうか。

A 専門部会からの回答（要旨）

館林市では、既に条例を制定し協議会を立ち上げるなど、空

き家に対する取り組みを開始しており、板倉町でも、平成29年12月議会で条例を制定する予定です。また、空き家に関しては、個人情報であるため、単純に課税情報からシステム化することは困難ですが、職員が目で見えて確認する方法で情報収集を行っています。

Q 委員からの質問（要旨）

さまざまなシステムの統合は、契約年数などにより違約金が発生すると思われるですが、具体的な調整は行っているのでしょうか。

A 事務局からの回答（要旨）

今回提案している内容は、システムを統合するための大きな方向性を調整した結果です。具体的な調整につきましては、合併することが明確になった時点でまいります。

協議第30号

広聴広報関係事業について

↓次回以降の審議事項となりました
両市町の広聴事業及び広聴事業の2項目について、事務局から次のような説明がありました。



《説明》

◆広報事業

両市町では、市政・町政の発信媒体として、広報紙の発行や公式ホームページの運営を行っています。広報紙の発行については、館林市は毎月2回（1月と8月は1回）発行し

Q 委員からの質問（要旨）

広報紙の発行回数については、月1回でよいという意見と月2回の方がよいという意見がありますが、以前から月1回なのではないでしょうか。また、月1回の発行で不都合はないのでしょうか。

A 専門部会からの回答（要旨）

板倉町は昔から月1回の発行

です。市や人口が多い町は月2回の発行が一般的であり、情報量の多さやどれだけきめ細かく情報を提供するかといった点などから発行回数を決めるものと考えます。



◆広聴事業

両市町では、広聴事業として次の3つの事業を実施しています。それぞれ目的などは同様ですが、事務取扱方法が異なります。

- ①陳情要望 ↓ 住民団体などからの陳情や請願などを受け付け、書面での回答や懇談などを実施するもの
- ②パブリックコメント ↓ 基本的な政策などを策定する際に、目的や内容を広く公表し、住民などからの意見や提案を考慮するとともに、

寄せられた意見などに対する考え方を公表するもの

- ③住民の声 ↓ 住民からの意見や要望、苦情などについて対応するもの

【具体的な調整内容】

陳情要望とパブリックコメントについては、事務取扱方法が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。また、住民の声については、館林市のみシステムを導入しているため、館林市の例により合併時に統合します。

協議第31号

納税関係事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町のコンビ二納付やインターネット公売などの4項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆コンビ二納付

館林市は、納付環境の充実や納税者の利便性の向上を図るため、市税及び国民健康保険税のコンビ二納付

を実施しています。

【具体的な調整内容】

コンビ二納付については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆インターネット公売

館林市は、市税の確保を図るとともに、税負担の公平性を維持するため、インターネットのオークションサイトを利用した差押財産の公売を実施しています。

【具体的な調整内容】

インターネット公売については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆督促手数料

板倉町は、町税及び国民健康保険税の督促状について、一通あたり50円の督促手数料を徴収しています。

【具体的な調整内容】

督促手数料については、県内の市では徴収しておらず、町村で徴収しているのは板倉町も含め4町村のみであるため、合併時に廃止します。



◆標識弁償金

板倉町は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車による標識（ナンバープレート）返納を受け付ける際に、毀損や紛失などにより標識を返却できない場合には、一件につき



Q 委員からの質問（要旨）

新市で発行する督促状は約5万通となりますが、手数料を廃止することは財政的に問題ないのでしょうか。

A 専門部会からの回答（要旨）

館林市の督促状約4万5千通については、手数料を徴収していませんので、新市としても問題ないと考えます。

200円の弁償金を徴収しています。

【具体的な調整内容】

標識弁償金については、板倉町のみ徴収しているため、板倉町の例により合併時に統合します。

協議第32号

文化・スポーツ振興事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の文化財の保護と管理に関すること及び生涯スポーツ振興計画の2項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆文化財の保護と管理に関すること

館林市指定文化財は35件あり、月1回程度の巡回・状況把握を実施するとともに、必要に応じて除草や修繕などの維持管理を行っています。

板倉町指定文化財は58件あり、県文化財保護指導員によるパトロールを実施するとともに、文化財の所有者などと管理委託契約を締結し、文

化財の維持管理を行っています。

【具体的な調整内容】

文化財の保護と管理に関することについては、文化財の維持管理方法及び文化財保存事業などが異なるため、合併時に再編します。

ただし、指定文化財については、現行のとおり新市において継承します。

Q 委員からの質問（要旨）

板倉町の文化財管理委託事業は何名対象者がいるのでしょうか。

A 専門部会からの回答（要旨）

文化財は58件ありますが、委託対象者は48名です。

◆生涯スポーツ振興計画

館林市は、地域や学校、企業、関係団体など全ての人たちが生涯を通じて気軽にスポーツを親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すため、生涯スポーツ振興計画を策定しています。



を実施しています。

【具体的な調整内容】

コンビ二納付については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆インターネット公売

館林市は、市税の確保を図るとともに、税負担の公平性を維持するため、インターネットのオークションサイトを利用した差押財産の公売を実施しています。

【具体的な調整内容】

インターネット公売については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆督促手数料

板倉町は、町税及び国民健康保険税の督促状について、一通あたり50円の督促手数料を徴収しています。

【具体的な調整内容】

督促手数料については、県内の市では徴収しておらず、町村で徴収しているのは板倉町も含め4町村のみであるため、合併時に廃止します。

【具体的な調整内容】

生涯スポーツ振興計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

協議第33号

生涯学習事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の社会教育関係団体の支援及び連絡調整や成人式など4項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆社会教育関係団体の支援及び連絡調整

両市町では、各種団体が主体的な活動ができるように、助成や指導、助言などの支援を実施しています。

【具体的な調整内容】

社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、団体の形態や組織補助対象となる団体が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

Q 委員からの質問（要旨）

社会教育関係団体の例示について、市では寿連会、町では老人クラブ連合会が記載されていません。生涯学習という考え方から、例示に加えるべきではないでしょうか。

A 事務局からの回答（要旨）

本議案では、主な社会教育関係団体を例示しています。ご指摘いただいた団体につきましては、「公共的団体等の取扱い」の中で協議していただく予定です。

Q 委員からの質問（要旨）

具体的な調整方針の中で、合併時に再編する」と記載したものがありませんが、市と町のどちらの例を中心とするのかなど、調整後にどうなるのかわかりません。再編した結果は示されるのでしょうか。

前回の合併協議会で決定した 「編入合併」とは？

前回の合併協議会において、合併の基本4項目（※1）の一つとされる合併の方式が「編入合併」に決まりました。両市町の住民生活への大きな影響はありませんが、「編入合併」を正しく理解していただくために、ポイントを整理してお知らせします。



館林市と板倉町が同じ住民サービスを実施している事業もあれば、どちらか一方しか実施していない事業、またサービスに違いがある事業もあります。合併協議会では、「合併の方式」にかかわらず、両市町の良い点を取り入れた住民サービスの調整を行うことを基本としています。

ただし、20年、30年後の財政運営をしっかりと見据えたうえで、新市として安定・継続した住民サービスを行うことが何よりも大切ですので、この点にも留意した調整を行っています。



ポイント3
合併協議会では、両市町の良い点を取り入れた合併を目指しています

合併協議会で議論した際にも、多くの委員から意見があったのはこの点です。



ポイント2
「編入合併」は、「新設合併」と比較して時間と費用を縮減することが可能です

「合併の方式」の大きな違いとしては、「新設合併」を選択した場合には、両市町がなくなり、新市を一からつくることになるため、決めることや変えることが数多く発生し、長い時間と多くの費用がかかります。それに比べ、「編入合併」を選択した場合には、一方の自治体をベースにするため、「新設合併」に比べれば、時間と費用を縮減することが可能となります。



ポイント1
「合併の方式」は合併するための手続きの一つです

「合併の方式」の違いにより影響を受ける主な項目	
主な項目	内容
新市の名称	現在、合併協議会において話し合いを進めています。委員からは知名度の高さや新たな名称とした場合には、看板や標識の書き換えに多くの費用が発生するなどの理由により、「館林市」を希望する意見が出されています。新市の名称については、今後合併協議会で決定します。
新市の市長	館林市長が引き続き在任します。
議会議員	館林市議会議員は残りの任期まで在任します。その後、定数を変更して選挙を行います。なお、板倉町議会議員は、任期や定数について特例がありますが、その適用方法については、今後合併協議会で決定します。
特別職	館林市の特別職（各種の審議会や委員会などの委員を含む）は引き続き在任しますが、新市において定数増などの変更が必要な場合は新たに選任します。

◆今後、新たなまちづくりの方針や住民サービスに関する協議が整いましたら、合併協議会だよりやホームページでお知らせするとともに、両市町において住民説明会を開催し住民の皆様からの意見や要望をお伺いします。

※1 合併の基本4項目：合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置

A 事務局からの回答（要旨）

「合併時に再編する」とした事業は、合併が正式に決定となり、合併までの準備期間を中心として具体的な調整を行います。その結果については、合併協議会にて報告します。



◆成人式
館林市の成人式は、式典進行及び第2部アトラクションともに「二十

歳のつどい」実行委員会が実施していますが、板倉町の成人式は、式典進行は事務局が実施し、第2部パーティーは実行委員会が実施しています。

【具体的な調整内容】
成人式については、開催方法や運営などが異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

◆公民館業務に関する事

館林市は11館の公民館を運営しており、板倉町は4館の公民館を運営しています。

【具体的な調整内容】

公民館業務に関することについては、業務内容や開館時間、休館日などが異なるため、地域住民の利便性や必要性を考慮し、合併時に再編します。

◆青少年センター

館林市は、青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、館林市青少年センターを設置しています。

【具体的な調整内容】

青少年センターについては、館林市のみ設置しているため、合併時は現行のとおりとし、館林市の例により合併後に統合します。

協議第34号

男女共同参画事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の男女共同参画基本計画及び男女共同参画事業の2項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆男女共同参画基本計画

館林市は、男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと活躍する社会を目指すため、男女共同参画基本計画を策定しています。

【具体的な調整内容】

男女共同参画基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

◆男女共同参画事業

館林市は、啓発講演会や人材育成セミナー、情報紙の発行など、男女共同参画に関する事業を実施しています。

【具体的な調整内容】

男女共同参画事業については、館林市のみ事業を実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

委員からの意見（要旨）

本日の会議に出席している女性幹部職員は一人しかいません。女性を積極的に採用・育成するなど、新市の発展につなげていただきたいと思います。

《合併協議会を傍聴できます》

第10回館林市・板倉町合併協議会
日時 1月24日(水) 午後2時から
会場 板倉町中央公民館大ホール
※会議資料は、事前に合併協議会ホームページに掲載します。資料が必要なたは、印刷のうえご持参ください。



館林市と板倉町の紹介

第5弾「憲章」

館林市 TATEBAYASHI

館林市民憲章 (昭和45年4月1日館林市告示第12号)

I 前文

わたしたち館林市民は、郷土の歴史と伝統のうえに、お互いの信頼と協力によって、新時代にふさわしい躍進的な大都市の実現を期待し、これに向かって、すべての市民がすすんで実践する道しるべとして、ここにこの憲章を定めます。

II 憲章

- 1 わたしたちは、いつも健康で、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも元気で働き、力をあわせて豊かなまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつもきまりを守り、うるわしい社会をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも人をうやまい、子どもやとしよりのためにつくしましょう。
- 1 わたしたちは、いつも郷土を愛し、文化を高めましょう。

ITAKURA 板倉町

板倉町民憲章 (昭和53年9月12日制定第1号)

わたくしたちは、光と水と緑につつまれた美しい板倉町の自然と、先人のたゆまぬ努力と英知で築かれた歴史や伝統を後世に伝え、信頼と協調のうえに、町民としての誇りを抱き、希望にみちた活力あふれる町づくりをすすめる指標として、ここに町民憲章を定めます。

- 一、みどり豊かな自然を愛し美しい町をつくります
- 一、きまりを守り教養を高め文化のかおる町をつくります
- 一、元気で働き産業をおこし豊かな町をつくります
- 一、助けあい励ましあってしあわせな町をつくります
- 一、明るい家庭を中心に希望にみちた町をつくります

表紙の写真

『館林地区消防組合消防隊出初式』

消防関係者の士気を高めるとともに、地域住民の防火意識の高揚を図るため、館林地区消防組合消防隊出初式が行われます。消防職員をはじめ、1市4町の消防団員などが一堂に会した会場では、鷹職組合による梯子乗り演技や和太鼓演奏、消防団員によるカラー放水などが披露されます。

と き：平成30年1月6日(土)午前10時から
 ところ：館林市役所東広場

『初市』

130年以上の伝統を持つ初市（だるま市）が開催されます。会場には赤いだるまをはじめ、干支にちなんだるまや大小色とりどりのだるまが並び、無病息災や家内安全を願う多くの来場者でにぎわいます。

と き：平成30年1月18日(木)午後1時～8時45分
 ところ：館林市仲町から本町一丁目かごめ通り商店街までの区間

『高鳥天満宮例大祭』

高鳥天満宮で行われる最も大きなお祭りです。神楽殿では、板倉町の重要無形民俗文化財に指定されている「高鳥天満宮の太々神楽」が奉納されます。午後1時30分からは、神職・総代たちが列をなして祭典に向かう「お練り」が行われます。

と き：平成30年2月25日(日)
 ところ：高鳥天満宮（板倉町大字大高嶋 1665）



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

